

3. 実務経験証明書の記入要領

- ① 実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明する書面で、具体的には、技術管理者が省令第7条第1項各号（下記参照）のいずれかに該当する場合に必要です。

- 一 大学で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- 二 高等専門学校で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- 三 高等学校で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- 四 中等教育学校^{注2)}で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- 五 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者
- 六 大学で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者で国土交通大臣が実施する講習または指定する講習を受講した者
- 七 高等専門学校で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が実施する講習または指定する講習を受講した者
- 八 高等学校で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が実施する講習または指定する講習を受講した者
- 九 中等教育学校^{注2)}で土木工学科等^{注1)}を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が実施する講習または指定する講習を受講した者
- 十 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が実施する講習または指定する講習を受講した者

注1) 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科も含む）、都市工学、衛星工学、交通工学、建築学に関する学科をいう（省令第7条）。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

この証明書は、実務経験を証明するものですから、各学校の土木工学科等を修めたことも証明する書類が別途、必要になります。土木工学科等を修めたことを証明する書面は、各学校の卒業証明書等を添付します。

なお、上記に該当する者以外を技術管理者に選任する場合には、この実務経験証明書の代わりに、各資格等（下記参照）の合格証明書、免許証、登録証、免状等を添付します。

- 一 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工若しくは2級の建設機械施工（種別を「第1種」又は「第2種」とするものに限る。）、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者

- | |
|---|
| 二 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 |
| 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび土工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとび若しくはとび土工とするものに合格した後解体工事に関し1年以上実務経験を有する者 |
| 四 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者 |
| 五 国土交通大臣が指定する試験〔（社）全国解体工事業団体連合会の実施する「解体工事施工技士試験」〕に合格した者 |

- ② 「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験をいいます。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含みます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験とはなりません。
- ③ 「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記入しますが、原則として技術管理者の使用者となります。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者（例えば、当時の上司）の証明を得ることができます。
- ④ 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名をと生年月日を記入します。
- ⑤ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。
- ⑥ 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記入します。
- ⑦ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入します。具体的には、工事主任、現場代理人、〇〇係長、〇〇課長、〇〇工事長等とします。
- ⑧ 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に携わった実務の経験を、具体的に記入します。例えば、工事名とどのような種類の構造物の解体であったのかが、明らかになるように記入します。
- ⑨ 必要となる実務経験年数を満たしていれば、技術管理者が経験した解体工事の「実務経験の内容」を、全て記入する必要はありません。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するように記入します。
- ⑩ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と、「証明者」の欄に記入された者とが異なる場合をいいます。この場合、「その理由」欄には、「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の理由を記入します。

- ⑪ 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者からみた被証明者（技術管理者）との関係を記入します。具体的には、社員、従業員等と記入します。
- ※ 建設業法に基づく建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を受けた使用者の元で行われた解体工事に限って実務の経験とみなします。無許可・無登録で行われた解体工事は実務の経験とみなされません。
- ※ 「実務経験年数」の欄には、業務に従事していた期間を記入します。この場合、1行に記載できる期間は1年までとし、これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。
- ※ 異なる使用者の元での実務経験を合計して基準を満たす場合、証明書は別々に作成します。
- ※ 「証明者」の欄には、住所、会社名、職名、氏名、連絡先、「実務経験年数」に対応した登録番号又は許可番号（他県の分を含む）を記載します。